

☆記念講演の内容☆

記念講演会は、「20歳の意味を考えるー民法の成年年齢引下げに関するー考察」を演題として、第二東京弁護士会所属の中村新造先生に講演して頂きました。最初に、成年年齢の歴史的な成立過程や諸外国の成年年齢の状況の説明がありました。諸外国の例では、アメリカがベトナム戦争への若年層の招集という契機で、選挙権年齢を引き下げたという説明もありました。また、公職選挙法の選挙権年齢の引下げ改正の際の附則に、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする明記されており、公職選挙法と民法と少年法は3点セットで考えられているという説明もありました。現在、民法の成年年齢の引下げについては、ほとんど話題になっておらず、このまま議論のないままに決まっていってよいのかと疑問を投げられ、「がらがらのラーメン屋の中で結論を出そうとしている」と表現されました。そもそも引き下げる必要はないと結論づけられました。(↓下記の参加者の声を参照↓)。

参加者の声😊

- 👉 大変わかりやすかった。
- 👉 とても勉強になった。
- 👉 すごい資料! 詳しい!
- 👉 課題と問題点を概観できた。

👉 「20歳」成年制に明確な理由がない。議論がつくされていないのに、進めていくのは時期尚早。全ての法律を合わせる必要はない。高校の問題がぞっとする。そこに対応等が必要であると思う。

👉 私達の世代はまだ未熟な感じがする。子どもでもなく、大人でもない若者をどう捉え、支えていくのが今後の課題。若者自身の関心が低く、国民の知らないうちに成立してしまうのは恐ろしい。現在の子供達、これから生まれてくる子どものためにも、自分達の世代が考えていかなければならない。まずは関心を持ち行動に移せるように心がけたい。

- 👉 今後求められることは、社会に順応した資質を持つ大人を育てることだ。そのために「教育」は重要な可能性がある。自立した成人を育てるために、どうカリキュラムを組むのか、指導するのか。教育の面から「成人」について考えたい。
- 👉 自分が教師になった時にできることは消費者教育だと思う。消費とはどういうことなのか、どんな問題があるのか、しっかり消費に対して意識を持ち、考え、行動・対応できるような教育ができるよう、まず自分自身の消費に関することをしっかり勉強したい。
- 👉 自分でももう少し関心を持って調べて行かなければならないと思った。

「消費者ネットワーク岐阜」： 2017年度の会員数:個人会員 92名・団体会員 15団体

世話人名簿 代表：大藪千穂（岐阜大学教育学部教授）、副代表：御子柴 慎（弁護士）、花井泰子（消費生活相談員）、会計監査：上林美也子（コープぎふ）、事務局長：河原洋之（全岐阜県生活協同組合連合会）、浅川剛志（弁護士）、石田英高（弁護士）、井端敏之（岐阜県労働者福祉協議会）、今尾大祐（弁護士）、臼井俊治（弁護士）、奥田真之（愛知産業大学教授）小幡麻衣（弁護士）、葛西裕子（消費生活相談員）、金森耕治（司法書士）、金山富士子（岐阜県生活学校）、酒井千代子（岐阜県生活学校）小司隆信（司法書士）、鷺見和人（弁護士）、土屋博史（司法書士）、富樫 悠（司法書士）、根本達矢（弁護士）、福田中（司法書士）、藤井慎哉（弁護士）、堀 雅博（弁護士）、水谷光由（生活協同組合コープぎふ）、村上佑介（弁護士）、山科正太郎（弁護士）

会員募集!!! ~「消費者ネットワーク岐阜」事務局より~

「消費者ネットワーク岐阜」の会員になりませんか。会員には、ネットワークの機関紙が送付され、ネットワークの企画も案内されます。年会費は、個人 1口500円、団体 1口1000円です。下記まで住所・氏名をご連絡ください。参加申込書と会費の振込用紙を郵送します。事務局：全岐阜県生協連 電話 058-370-6867 FAX:058-370-6860 Eメール:hkawahar@tcoop.or.jp ホームページ <http://cnetgifu.web.fc2.com/>



消費者カフェ・ぎふ



第8回総会 特集号 2017.6.22

「消費者ネットワーク岐阜」の第8回総会・記念講演を開催しました！

2017年5月27日(土) 於：岐阜大学サテライトキャンパス大会議室
13時30分～14時15分「消費者ネットワーク岐阜」第8回総会(参加者70名)
14時30分～16時00分 記念講演会(参加者69名)

第8回 総会の内容

- 岐阜県県民生活課長 今瀬氏、岐阜市市民生活部消費生活係長 土田氏、岐阜県弁護士会会長 浅井氏、岐阜県司法書士会会長 星野氏(代読小司氏)より、「消費者ネットワーク岐阜」の活動評価と今後への期待に関する挨拶がありました。
 - 世話人の御子柴氏を議長に選出し、同世話人の河原氏が議案の提案を行ないました。
 - 第1号議案「2016年度事業報告及び収支決算の承認」、第2号議案「2017年度事業計画及び収支予算案の承認」、第3号議案「2017年度世話人、会計監査の選出、代表・副代表の承認」が全員賛成で可決されました。
- 2017年度役員として大藪代表、御子柴副代表、花井副代表、上林会計監査、河原事務局長が選出されました。今年、消費者教育の推進を中心に頑張っていきたい、と花井副代表から閉会の挨拶がありました。

岐阜県県民生活課 今瀬課長

第8回総会・記念講演会



平成 29 年度は消費者行政のターニングポイントとなっており、県では県民生活課が新設された。岐阜県では、全ての自治体の消費者行政の窓口が開設し、量質共に強化していきたい。

岐阜市市民生活部 土田係長

消費者ネットワーク岐阜
第8回総会・記念講演会



岐阜市では、消費者教育推進計画を策定した。さまざまな関係機関との連携を行い、安心してらせる岐阜市をめざしたい。

岐阜県弁護士会 浅井会長

消費者ネットワーク岐阜
第8回総会・記念講演会



もし成人年齢を引き下げるとなれば、中学校も含めて消費者教育をしっかりと受けて被害にあわないようにしなくてはならない。

大藪代表挨拶

第8回総会・記念講演会



中村先生の講演

「20歳」の意味を考える



講演会の様子

